

中学校社会科における「外国人技能実習制度」の教材化 —日本の国際貢献と中国人実習生の意識及び 地域産業の実態との関係に注目して—

戸田善治¹⁾ 竹内裕一¹⁾ 姜 雪婷²⁾ 三浦 輔²⁾
宮田知佳²⁾ 山本晴久²⁾ 和田敦実²⁾

¹⁾千葉大学教育学部 ²⁾千葉大学大学院教育学研究科

A research on the lesson development about Technical Intern Training Program on the Lower Secondary School Social Studies

—Focus on the relation between international contributions of Japan and the consciousness
of the Chinese technical intern trainees' and the actual condition of local industry—

TODA Yoshiharu¹⁾ TAKEUCHI Hirokazu¹⁾ JIANG Xueting²⁾ MIURA Tasuku²⁾
MIYATA Tomoka²⁾ YAMAMOTO Haruhisa²⁾ WADA Astumi²⁾

¹⁾Chiba University, Faculty of Education ²⁾Chiba University, Graduate School of Education

本稿は、2011年度に社会科教育教室が開講した大学院授業「授業研究（社会）」における大学教員と大学院生の共同研究の報告である。日本政府は1990年に「入管法」を改正、すべての外国人を就労可・不可にはっきりと区別し、不法就労外国人に対する取り締まりを開始した。一方で、「定住者」資格を認めたブラジル・ペルー出身の日系人に就労を許可し、さらに「研修・実習」制度を中小企業にも活用しやすいように規制緩和し、事実上の就労を認め、この制度の目的が「途上国への技術移転、人材育成」であると一貫して主張してきた。これに対して、受け入れ企業は「単純労働力確保」、中国人実習生は「カネ稼ぎ」を目的とし、この両者間ではWIN-WINの関係にあり、日本政府のいう制度の目的とその運用実態には大きな乖離がある。そこで、この乖離状態に着目し、「外国人技能実習制度」の是非及びその改革案について考える授業を開発した。

キーワード：外国人技能実習制度（Technical Intern Training Program）
入国管理制度（Immigration control system）
人権問題と労働（The problems of the human rights and labor）
中学校社会科（Lower Secondary School Social Studies）

I. はじめに

本稿は千葉大学大学院教育学研究科授業「授業研究（社会）」における、担当大学教員と受講大学院生の共同研究の報告である。

千葉大学大学院教育学研究科では、「授業研究」（半期・1単位）を2単位ほど必修としてきた。社会科教育教室では、竹内裕一、戸田善治の2名が連名で以下に示す「授業研究」を開講してきた。そこでの共同研究の成果に関しては、既にいくつかの報告を行ってきた¹⁾。

- ・「授業研究XA1（社会）」演習タイプ
- ・「授業研究XA2（社会）」演習タイプ
- ・「授業研究XB2（社会）」フィールド型演習タイプ
- ・「授業研究XB2（社会）」フィールド型演習タイプ

演習タイプとは、理論研究や教材研究等を主とするものである。これに対してフィールド型演習タイプは、授業実践力の向上を重視して附属学校、公私立学校、教育

関連機関との連携を図り、原則として、授業実習、観察などの活動が授業の一部に組み込まれて展開されるものである。社会科教育教室では、両タイプの特性に鑑み、演習タイプを大学院夜間授業として前期に開講し、教材研究、指導案作成および教材開発を行ってきた。実際に開発する授業は受講生が議論し、小・中学校学習指導要領、教科書等、既存の社会科の教育内容にこだわらない新教材の開発を行ってきた。これに対して、フィールド型演習タイプは大学院昼間授業として後期に開講し、前期に開発した授業を付属小・中学校の協力を得て実験授業を行ってきた。

2011年4月より、千葉大学大学院は旧来の16専攻から学校教育科学専攻と教科教育科学専攻の2専攻に改組再編した。必修科目および選択科目等は大きく変更となったが、旧教育学研究科において2単位必修であった「授業研究」（半期・1単位）は、新教育学研究科にもそのまま継承された。社会科教育教室では、竹内裕一が「授業研究（社会）」を開講している。

しかし、新旧教育学研究科の「授業研究（社会）」を

連絡先著者：戸田善治

比較すると大きく異なっている点がある。旧教育学研究科では、「授業研究（社会）」は合計で4科目開講され、大学院生は通年2年間で履修することが可能であった。そこで、前期に教材研究および指導案・ワークシート等の作成を行ない、後期に実験授業および授業分析・評価を行うという方針で共同研究を行ってきた。

しかしながら新大学院専攻では、「授業研究（社会）」は1科目しか開講されず、受講生は半期のみの履修となった。そのため、半期で教材研究から実験授業および授業分析・評価までをも行うという非常に慌ただしい研究スケジュールとなってしまった感は否めない。

2011年度の「授業研究（社会）」の受講者は、旧教育学研究科社会科教育専攻院生1名、新教育学研究科教科教育科学専攻言語・社会系院生4名（うち現職院生1名）、学校教育科学専攻教育開発臨床系院生1名および千葉県長期研修生2名であった。

開発する授業は、例年、各院生が複数のテーマを提案し、院生相互の討論を経てテーマを設定することとしてきた。2011年度は外国人技能実習制度を題材とした授業を開発することとなった。そのような題材とすることとした理由は、受講生の中に千葉県内の大学を卒業した中国人留学生がおり、その留学生が鴨川市で外国人技能実習制度を利用した中国人実習生の友人を持っており、彼らが来日した目的と外国人技能実習制度のズレについての報告を行い、それに全員が興味を持ったからである。また、千葉県長期研修生の中に鴨川市近郊在住者がおり、鴨川市の産業構造と外国人技能実習制度との関係についての情報を提供されたこともある。

Ⅱ. 授業づくりの視点

2011年3月11日に発生した大地震は、世界観測史上最大級のマグニチュード9.0を観測し、東日本各地に未曾有の被害をもたらした。同時に発生した津波は、岩手・宮城・福島を中心とした太平洋沿岸部を襲い、死者・行方不明者を合わせた被害者数は2万2,000人を超え、明治以降では関東大震災に次ぐ自然災害となった。また、東京電力福島第一原子力発電所では、津波によって全電源を失ったことから、原子炉のメルトダウン、水素爆発を引き起こし、大量の放射性物質が放出され、周辺自治体の住民の避難生活は今も続いている。

このように、震災による被害は収束に向かうどころか、授業開発中の時点でも拡大中であった。一方、この災害を通して、今後の日本社会が自らを問い直していかなければならない、いくつもの課題がすでに提起されている。被災地・地場産業・地域コミュニティの復興、防災教育、そしてエネルギー政策などは当然のことだが、今回の震災報道を通して改めて見えたものがある。その一つが、今回の授業テーマである「外国人技能実習生」に関する問題である。

震災発生時、宮城県女川町で水産加工会社の役員男性が、働いていた中国人実習生を高台に避難させた後、自らは津波にさらわれて行方不明になっている、というニュースが日中双方で話題になり、5月の温家宝首相訪日の際には女川町訪問と家族との面会を希望したことが

報道された²⁾。これ以外にも、関東・東北各地の水産・農業関係の事業所において多くの中国人実習生が被災し、その後、地震や原発事故への恐怖から帰国者が相次ぎ、生産活動に深刻な影響を与えたことも明らかになった。日本のものづくりの現場において、中国人実習生がいかに大きな存在となっているかが、震災を通してクローズアップされたのである。

在日外国人といえば、その歴史的経緯から韓国・朝鮮人を指すことがほとんどであった日本に、就労を目的とした外国人がやって来るようになったのは、1980年代後半、いわゆるバブル経済の時期である。景気の過熱によって、とくに3K（キツイ・キタナイ・キケン）職場といわれた中小企業の人手不足が深刻化する一方で、ブラザ合意後の急激な円高の進行は賃金の内外格差を拡大させ、高失業率と貧困に苦しむ諸外国から外国人労働者を引き寄せることとなった。

しかしながら、日本政府は、「入管法（出入国管理および難民認定法）」において単純労働者の入国を認めていないため、「興行」ビザで入国するフィリピン人女性（ビザ切れでオーバーステイになる者も多くいたが）を除けば、その多くが「観光」や「留学」を口実とした不法就労目的のタイ、バングラデシュ、パキスタン、マレーシアなどアジア諸国出身の男性であった。彼らは、その身分の不安定さゆえに厳しい労働条件を受け入れざるを得ず、低賃金長時間労働、悲惨な労災事故（死）、雇用者による暴力など、多くの事件が明るみに出るようになった。

日本政府は1990年に「入管法」を改正、すべての外国人を就労可・不可にはっきりと区別し、前述の不法就労外国人に対する徹底した取り締まりを開始した。一方で、「定住者」資格を認めたブラジル・ペルー出身の日系人に就労を許可し、さらに「研修・実習」制度を中小企業にも活用しやすいように規制を緩和し、事実上の就労を認めることになった。その後、研修・実習生として来日する外国人は増加を続け、最新の統計では約5万6,000人の内、78%にあたる5万人強が中国人である。

さて、「研修・実習」制度の目的は、「技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担う」こと、とされている³⁾。つまり、単純労働者の受け入れではない。ところが多くの新聞報道にもあるように、前述の不法就労者と全く変わらない低賃金長時間労働、労災死などの事例が頻発し、加えて、出身国の送り出し機関や日本の受け入れ機関など、第三者が介在することによる不透明なカネの授受や給与のピンハネなども問題になっている。こうしたことから、政府は内外の批判に應える形で、2009年に再び「入管法」を改正、「研修」制度を廃止し「実習」に一本化すること、1年目から労働関係法規が適用されること、受け入れ団体の管理強化、不正行為に対する厳罰など、など制度の改善を図っている。

我々は2011年6月、南房総市千倉町で中国人実習生の受け入れ事業を行っている「千倉水産加工開発組合」を訪問し、組合職員、中国人実習生に取材をさせていただき、受け入れ企業と実習生から見たこの制度のあり方を

確認してきた⁴⁾。共に建前を語ることなく、組合職員は「労働力の確保である。彼らがいなくては、もうこの産業は成り立たない」、実習生は「お金を稼ぎ、帰国後いい生活をするため」であることを明らかにした。さらに、紹介された事業所では、水産加工品の製造の様子を見ることができた。極めて単調な作業で、「技術の移転を図」るものではないと感じざるを得なかった。

中小の製造現場での人手不足や、将来の労働力人口推計を考えれば、単純労働力の受け入れという選択肢もありうるだろう。しかし、あくまでも日本政府は、この制度の目的が「途上国への技術移転、人材育成」であると一貫して主張してきている。受け入れ企業は「単純労働力確保」、中国人実習生は「カネ稼ぎ」を目的とし、いわばWIN-WINの関係にあり、制度の目的とその運用実態には大きな乖離がある。そして、その隙間に不正事例が落ち込んでいく。

バブル期の不法就労者問題からすでに20年以上が経つものの、単純労働力確保の問題は、「外国人技能実習制度」という、非常に中途半端な、理解しづらいものに形を変えて未解決のままである。今回の授業においては、取材時の資料を含め、様々な立場から見たこの制度の姿を提示し、この「理解しづらさ」そのものの理解を通して、現実の社会は決して解決可能なわかりやすいことばかりから成り立っているわけではなく、様々な社会事象はそれぞれの立場によって見え方や考え方が異なる、ということに気付かせたい。加えて、労働市場のあり方や外国人との共生といった、今後の日本社会のあるべき姿を考えるきっかけにもさせたい。上記のような問題意識の下で教材研究を行い、外国人技能実習制度を題材として授業を開発した。

開発した授業は二種類ある。一つは千葉大学教育学部附属中学校で実験授業を行ったものである。もう一つは、千葉大学教育学部附属中学校での実験授業の反省を踏まえ、千葉県立柏中央高校で実験授業を行ったものである。紙幅の関係上、ここでは、前者のみに限定して報告する。

Ⅲ. ワークシート分析および授業の反省点

千葉大学教育学部附属中学校での実験授業では、1時間目および2時間目の授業時に、生徒に本時の授業を受けて思ったことをワークシートに記入させる時間を設定した。今回の分析に当たって、外国人技能実習制度についての印象について、生徒の回答からポイントになるキーワードと考えられるものを抽出し、合わせたもの（棒グラフ）と、生徒の回答の傾向を種類分けしたものの（円グラフ）を作成した。

1時間目の授業目標として、以下の二つを設定した。

- ・外国人実習制度の概要を知る
- ・外国人実習の実態について知る

生徒にとってはなじみがないと思われる外国人実習生を取り上げるため、現状を理解することを重視し、授業目標を設定した。そのため、ワークシートでは「外国人実技実習制度についてどのように思ったか、書いてくだ

さい」という設問を設定した。

1時間目は、外国人研修制度が比較的成功している事例を取り上げたため、生徒のほとんどが肯定的な意見を述べていた。肯定的に捉える理由は、両国の交流関係や経済情勢が良好になるというようなものが多くあがった。

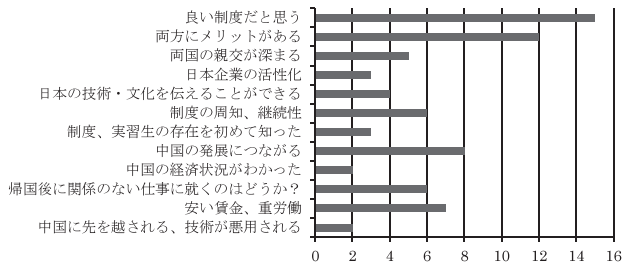
一方、否定的な意見は、千倉の漁業組合の実習生が帰国後に美容師になりたい、と言っていたのを挙げ、「実習内容と違う職業に就くのは意味がないのでは」と疑問が否定する理由の多くを占めた。また少数ではあるが、昨今の中国への日本技術の流出を問題にする生徒もいた。

1時間目の教師側の授業構成の意図は、まず、本制度は成功していると思わせ、次に千倉の事例を用いて、小さな矛盾に気づき、本当に外国人研修制度は上手く運用されているのか、疑問を持たせることであった。しかし、生徒の回答のほとんどが「良い制度だと思う」のみで留まっており、教師側のねらい通りの回答はわずかであった。疑問に思っているものの、ワークシートに記入はしなかった生徒もいたかもしれないが、「良い制度だ」と思ったままの生徒は、1時間目で研修制度の問題意識を持たないまま、2時間目を受けることになってしまった。

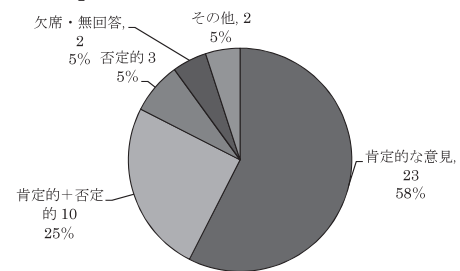
ワークシートデータ・その1

① 外国人技能実習制度についてどのように思いましたか？

【キーワード】



【回答の傾向】



2時間目の授業目標として、以下の三つを設定した。

- ・政府の見解を聞き、制度の政治的背景を知る
- ・外国人研修生が受けている人権侵害について知る
- ・外国人研修制度の是非について考える

これらの目標の中で三つ目のものが2時間目の中心となっている。外国人研修制度という社会的事象を生徒にわかりやすく伝えるため、授業では「政府の意見を述べる役」と「労働問題専門の弁護士役」を院生が務めるロー

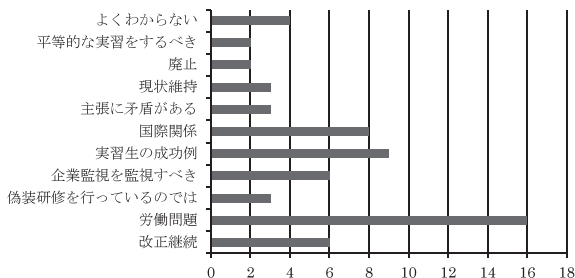
ルプレイを行ない、「日本政府と弁護士の主張を聞いて、どう思ったか書いてください」という設問を設定した。

ワークシートを見ると、労働問題と実習生の成功例について関心が集まっていた。労働問題については主に、「暴力事件などの人権問題」「労働時間、賃金などの問題」である。外国人研修制度のネガティブな側面について、生徒は明確に理解したといえよう。それとともに、実習生の成功例については対比すべき事項として注目していたようである。また、国際関係についても注目しているようであり、日中間の関係を考慮した、主張が目立った。

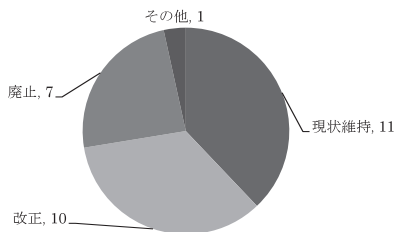
ワークシートデータ・その2

② 日本政府と弁護士の主張を聞いて、どう思ったか書いてください。

【キーワード】



【回答の傾向】



授業の最後に、「感想を書いてください」という設問を設定した。ここでは、2時間目の授業目標を受け、外国人研修制度の是非についての自身の考えが記述されていた。

回答の傾向としては、「改正すべき」と答えた生徒が半数を占めていた。「問題点さえクリアされれば、続けるべき制度である」と考えており、彼らが現行制度の何を問題とし、またどのように変えるべきと考えていたのが分析のポイントとなろう。このことから、1時間目の内容を受けて制度を肯定的に捉えていた生徒の多くが、2時間目において違った立場からの視点・情報を得ることによって、その思考に「揺らぎ」が生じたと考える。この点についてはわれわれの授業意図に沿った結果を得られた。

「その他」については、「難しくてよくわからなかった」「わかってよかった」といった少々投げやりな回答が最も多い他、「日本と実習生同士が温かい気持ちで…」や「先進国と途上国の話し合いが必要」というように制度よりも感情面に偏ったものもみられた。これらの回答は、我々の授業そのものが成立していたのかどうかを問うているものといってもよいだろう。反省が必要である。

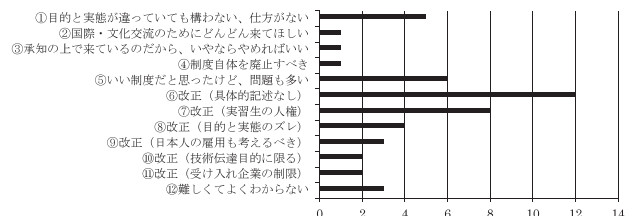
キーワード別については、①～③は、おもに「現状維持」派のものだが、「国際・文化交流のため」が少数いたものの、「承知の上なのだから」、「仕方がない」といった、実習生個人に責任を帰するものや消去法的なものが目立ち、少なくともわれわれの授業からはきちんとした根拠をもとに制度を肯定できた生徒がいなかったということである。④⑤は制度に否定的な回答であるが、理由を挙げながらもはっきりと「制度自体を廃止」と述べた生徒はわずか1名であった。⑤に関しては具体的な指摘がなかった。

①～⑪が「改正すべき」の内容となる。生徒にとっては問題性をつかみやすい「実習生の人権問題」が3割超、制度の目的自体にかかわる「日本人の雇用」「技術伝達目的に限る」、運用面にかかわる「受け入れ企業の制限」も、それぞれ1割程度であった。人権問題は決して見過ごせないことではあるけれども、そういった点も踏まえて、改めて「制度そのものをどう考えるか」を問うてほしいと考えていただければ、その点についての記述が極めて少なかったことは、これもまた我々の授業の至らなさを示しているといえる。さらに、「改正」といいながら具体的な理由を挙げられなかった生徒が半数いたことは、授業からその見通しを得ることができなかった、ということを示唆しており、授業者を始めとするメンバー全員の指導、授業資料の内容、ワークシートにおける問いのあり方など、さまざまな点において反省・検討が必要であるといえよう。

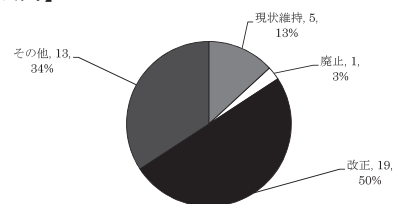
ワークシートデータ・その2

③ 最後に感想を

【キーワード】



【回答の傾向】



最後に、授業全体についての分析・反省を行いたい。実習制度観について、千葉大学教育学部附属中学校の大多数の生徒は、自分で制度と実態、また人権侵害の矛盾の図式を考え、その上でどうすべきかを考えることができていた。もちろん善悪や同情で判断する、「道徳」的な価値判断によって実習制度を論じたり、価値判断を下したりしている生徒が多いが、その一方で、法・経済・社会的な判断基準で実習制度をどうするべきかを考えている生徒も見受けられ、生徒の実習制度に関する理解は多様なものであった。

しかし、彼らにとって、実習制度はまだ遠い存在であったようである。農水産業以外にも実習生は活躍しているので、そのような業種事例を出した方がより興味を持てたかもしれない。また、外国人技能実習生と外国人労働者を混同している生徒も多少ではあるが存在していた。この違いができていないと本質がわからない可能性がある。

実習生を受け入れることと日本の労働者の失業との矛盾があることについて書いていた生徒が一定数いたが、「調子に乗って中国の政府が悪用したり、パクッたり（原文ママ）するのはゆるせない」「別に日本人じゃないからいい」というような中国や中国人を好ましからぬものであると考える生徒も複数いた。また、「ひどい日本」と「かわいそうな中国」というような、従来の従属する国家と従属させる国家の問題と考えている生徒も少なくなかった。外国人技能実習制度の是非を考えるに当たり、この外国人実習生の問題を従属する国家と従属させる国家の問題として捉えていいのかどうか等、中学校社会科地理的分野および公民的分野のレベルを超える認識が必要とされていたともいえよう。

多くの生徒が中学生にとっては難しいと思われることを真面目に考えていた。しかし、2時間という授業時数の少なさのため授業目標が達成できたとはいえないことが残念であった。

Ⅳ. おわりに

最後に、大学院授業「授業研究（社会）」それ自身のついでに反省点を2点ほど示す。

第一に、授業展開および生徒の学習活動に関して、工夫の余地があったのではないかという点である。これは、開発する授業のテーマ決定、教材研究および授業作り、そして実験授業の実施とその分析・評価に至るまでを、従前であれば通期で行っていたことを半期で行わざるを得なかったため、非常に慌ただしい研究スケジュールとなってしまったことによるものである。

第二に、研究授業の時間を2時間しか確保できなかったため、実践可能な授業展開および生徒の学習活動が限定されてしまった点である。2011年度の「授業研究（社会）」は前期に開講されたが、前期は実験授業をお願いしてきた千葉大学教育学部附属中学校が教育実習期間（4月下旬から6月中旬）であり、従前であれば11月～12月にかけて4時間で組めたものを7月に2時間で組まざるを得なかった。

半期開講を前提とした大学院授業「授業研究（社会）」の研究スケジュールの再構築が必要であろう。

【注】

- 1) 社会科教育教室が開講してきた「授業研究」の近年の共同研究の成果として、以下のものがあげられる。
・戸田善治・竹内裕一他『「中国新人類・80后」からみる現代中国の教材化—《中国社会構造の再構築をめざす授業》と《精神文化理解に基づく交流授業》の開発』『千葉大学教育学部研究紀要』第59巻, pp. 107-116,

2011年

- ・戸田善治・竹内裕一他「日本の新ODA戦略に着目した中学校社会科授業の開発—ベトナム新幹線案件を事例として—」『千葉大学教育学部研究紀要』第60巻, pp. 203-213, 2012年
- 2) このときの様子はインターネットの動画サイトにアップされ、日中両国において話題となった。また、中国におけるニュース報道も動画サイトにアップされている。
- ・<http://www.youtube.com/watch?v=KT7HqOiK-ps&feature=related>
- ・http://www.youtube.com/watch?v=dXDY_peSkaw
- 3) 「外国人技能実習制度」に関しては、実務を担当している公益財団法人国際研修協力機構（JITCO: Japan International Training Cooperation Organization）のHPに詳しく示されている。
- ・http://www.jitco.or.jp/system/seido_enkakuhaikai.html
- また、教材研究に際し、JITCOを訪問し資料提供を受けた。主な資料は以下の通りである。
- ・『外国人研修生・技能実習生の災害・メンタルヘルス事例集（第2版）』JITCO, 2006年
- ・『外国人研修生・技能実習生の自殺予防対策マニュアル ころの危機を支える』JITCO, 2007年
- ・『外国人研修・技能実習に関する成果事例集（第3分冊） 中国婦国生変』JITCO, 2009年
- ・『外国人研修生・技能実習生日本語作文コンクール優秀作品集 2010』JITCO, 2010年
- ・『実技実習生向け実技実習ガイドブック』JITCO, 2010年
- ・『実技実習生の入国・在留管理に関する指針』JITCO, 2010年
- ・『外国人実技実習制度における講習手当、賃金および監理費等に関するガイドライン』JITCO, 2010年
- ・『外国人技能実習生のための健康管理ガイドブック（日本語ひらがな版）（第四版）』JITCO, 2010年
- ・『外国人議の実習制度送出し機関の送出しマニュアル（改訂第1版）』JITCO, 2010年
- ・『外国人技能実習生労務管理ハンドブック』JITCO, 2011年
- 4) 千倉水産加工開発組合および中国人実習生の方々には、インタビューさせていただくとともにその様子をビデオ撮影し、そのビデオを研究授業で活用することを許可していただいた。千倉水産加工開発組合による外国人技能実習生の受け入れに関しては、組合HPに掲載されている。

・<http://www.chikurasan.or.jp/>

また、教材研究に際し、以下の資料の提供を受けた。

- ・『第18期中国人 私の研修』千倉水産加工開発組合, 2002年
- ・『20年のあゆみ』千倉水産加工開発組合, 2009年
- ・『千山会』会報No.3, 千倉水産加工開発組合2005年
- ・『千倉水産加工開発組合 事務局だより』No.39～44, 2009年～2011年

学習指導案 千葉大学教育学部附属中学校

授業年月日：①平成 23 年 7 月 6 日(水) 4 校時
②平成 23 年 7 月 8 日(金) 2 校時
展開学級：千葉大学教育学部附属中学校 2 年 C 組
指導教員：竹内裕一、戸田善治、石橋 崇
授業者：三浦輔、宮田知佳、和田敦実、姜雪婷
金網秀樹、粕谷昌良、山本晴久

O1 時間目

本時の目標

- ・外国人実習生制度の概要を知る
- ・外国人実習の実態について知る

本時の過程

過程 時配	活動の流れ	授業者の活動	生徒の活動	指導上の留意 点
導入 (5)	・挨拶と「干物提示」	・授業者挨拶 スライドを表示 ・干物を見せる 質問「干物がどこ産でだれが作 っているか」 (挙手・指名等) ・干物を見せた後に、水産品風景 をスライドにて提示 ・生徒の反応を見る		・あくまで簡潔 に ・クイズのよう に聞く
展開 (35) 概要 (内 10)	・実習生について 「概要説明」	・実習生の説明 「外国人実習制度は、日本の企 業がベトナムや中国の若者を 外国人実習生として受け入れ 実務を通じて技術を体得する 制度のことです」等説明 (あくまで簡潔に)	・スライド・資料を見 て、実習生について の概要を知る	

事例 (10) 千倉 (内 15)	・実習生について 「事例提示」 (成果事例集より)	・スライドを見せ、分かりやすく 説明 ・成果事例のプリントを配布 ・実習生の成果事例の概略をスラ イドで提示 (JITCO 資料から抜粋) ・千倉の事例を提示 (インタビューの様子などを 文章やスライドにまとめたも の) ・事例を提示 (ビデオなど)	・「実習制度って良い制 度」って思ってもら ・千倉の写真、動画など を見ることでより身 近に実習生が働いて いる現場を知っても らう (実習生の本音など から実情と建前が違 うことを見出す) ・「政府の見解 とのズレ→ しかし、利害 が一致して いるから現 状維持」(実 習制度の建 前とのギャ ップを見出 させる)	・事例について は、良好な意 見のみ提示 (実習制度の良 い面を強調) ・流れは「ブラ ス事例→問 題意識の弄 生え」
まとめ (5)	・今回したこと のまとめ	・まとめのスライドを提示 ・ワークシート (穴埋め形式のも の) (実習生と受け入れ企業に ついて) を実施	・今回やったことを振り返り 返りをする ・ワークシートに取り組 む	・次回につな がるように

「千倉の水産加工場」

これは「どのように」作られたのだろう？

□「誰が」作ったのか？

心知

「中国人」の「技能実習生」
が作った。



「干倉の水産加工場」

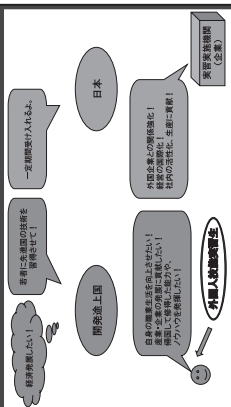
干倉の場所・様子



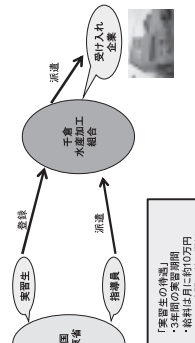
水产加工場

さんが好き

外国人技能実習制度



実習のしくみ(in千倉)



- ・3年間の実習期間
- ・給料は月に約10万円

実習生が来日するまで

- 母国の送り出し機関が提供している
実習制度に応募
↓
- 厳正な審査を経て選抜
↓
- 母国の日本語研修センター等で労働学習・
日本語学習などをこなす
↓
- 来日

實習生成果事例

[illegible]

實習生成果事例

[illegible]

事例「千倉の水産加工場」

□ 組合の方と実習生にインタビューを行った



實習生成果事例

■ 事例「わが人生を愛した日本人での研修」

- ・名前：武東梅さん
- ・実習分野：環境・金融
- ・実習内容：環境・結晶を組み立てる作業
- ・出身地：山東省

・人生経験は苦悶から未来日
・言葉のなす芳芳つつも日本語の勉強は続ける
・外国の生活に適応できることが自分の人生に
成長・勉強の意義を与えてくれる
・帰国後は日本語訓練センターの教師に
・実習の経験を生かし、後続の来習生たちを送り出している



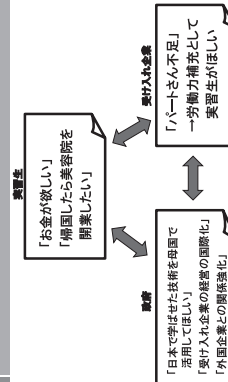
実習生成果事例まとめ

- 「実習生」
- 日本の先進技術を学べる
- 日本語を専攻的に学ぶ機会が与えられる
- 帰国後は実習した技術などを活かしている
- 送り出し機関により、スムーズに実習が行われている

「要け入れ企業」

社内は活性化し、生産に貢献できる

めろ



○2時間目 「外国人研修制度について考えよう」

本時の目標

- ・政府の見解を聞き、制度の政治的背景を知る
- ・外国人研修生が受けている人権侵害について知る
- ・外国人研修制度の是非について考える

本時の過程

過程 時配	授業の流れ	授業者の活動	生徒の活動	指導上の留意点
導入 (5分)	・ワークシートの返却	・前回到記入してもらったワークシートをまとめたプリントを配布する 「実習制度を良い制度と捉えている」 ・本時の議論のテーマを示す。 「実習の内容を疑問視する意見があるように、この制度は本場に『実習』を行っていると言えるかな？」	・クラスでどのような意見が出たか知る	・資料（ワークシートのまとめ）
展開 (10分)	・ロールプレイによる、制度の論点の整理	・政府役の意見を述べる役、労働問題専門の弁護士役によって、ロールプレイを行う ・弁護士役の主張のポイント ①国際貢献ではなく、安い働き手の確保では？ ②酷い条件下での労働 ③制度の廃止、新制度の創設を ・政府役の主張のポイント ①国際貢献 ②日本への経済的利点 ③文化交流・理解 ④法改正によって実習生は保護される ・班ごとに分けさせ、制度について考えさせる	・現行の制度が抱える問題点を知る ・制度に対する政府の意見を知る。	・ロールプレイの要点をまとめたプリントを配布して、二者の主張を忘れさせないようにする ・資料（日本政府側資料、弁護士側資料） ・授業者は、各当事者の意見のポイントを、スライドに映す。

(15分)	・制度の是非について考える	・班に分かれ、班内で制度を維持すべきか、改正すべきか、廃止すべきかについて考える ・班でまとめた意見とその理由をワークシートに記入 「制度としては成立しているから、現状のままでいい」「制度の目的に合うように、研修の内容まで細かく決めた、新しい制度を作るべき」「労働者を確保するために、制度を廃止して、多くの外国人労働者が入国できるようにするべき」	・班に分かれ、班内で制度を維持すべきか、改正すべきか、廃止すべきかについて考える ・班でまとめた意見とその理由をワークシートに記入 「制度としては成立しているから、現状のままでいい」「制度の目的に合うように、研修の内容まで細かく決めた、新しい制度を作るべき」「労働者を確保するために、制度を廃止して、多くの外国人労働者が入国できるようにするべき」	・班の意見を発表する ・生徒の意見を総括する 「研修の要件を厳しくすると中小企業はどうなるか？」 「外国人労働者をたくさん受け入れると日本国内はどうなるか？」 ・両者の意見を反映することは難しい、ということをもとめる。 「では、趣旨と実態が食い違つたまま制度が維持されるのは、どう思う？ワークシートに書いてみよう」 ・日本政府も、制度の改正について検討していることを紹介する ・ワークシートを回収する	・質問に答えづらそうであれば、ヒントを出す ・日本人の働く場所がなくなる。」 「技術移転よりも労働力確保になってしまふ。」 ・現行のままでいいのか、疑問に思う ・ワークシートに記入する	・資料「第4次出入国管理基本計画」 ・後日、ワークシートをまとめたものを返却する
(5分)	・班の意見を発表	・班の意見を発表する	・班の意見を発表する	・班の意見を発表する	・質問に答えづらそうであれば、ヒントを出す	
まとめ (10分)	・2時間分の振り返り	・生徒の意見を総括する 「研修の要件を厳しくすると中小企業はどうなるか？」 「外国人労働者をたくさん受け入れると日本国内はどうなるか？」 ・両者の意見を反映することは難しい、ということをもとめる。 「では、趣旨と実態が食い違つたまま制度が維持されるのは、どう思う？ワークシートに書いてみよう」 ・日本政府も、制度の改正について検討していることを紹介する ・ワークシートを回収する	・班の意見を発表する	・班の意見を発表する	・質問に答えづらそうであれば、ヒントを出す	

前回の感想より ●外国人技能実習制度は良い制度だと思う ・工場の効率上がる ・実習生は技術を身につけることができる ・お互いの文化交流になる ●習得した技術を帰国後に生かしていないのは、意味がないのでは？ ●安い賃金で、厳しい仕事をさせられているのはかわいそう 外国人実習制度は本当に「実習」なのか？	弁護士の主張 ①「国際貢献」といいながら、実態は「安い働き手の確保」ではないか ②ひどい労働条件の下で、働かされている人も数多くいる ③制度をいったん廃止し、新しい仕組みを作るべきだ	まとめと 目的と実態、それぞれに合わせようすると、問題が生じ、逆にバランスが崩れてしまう 政府 企業 実習生 今の制度は、うまく成り立っているといえる？	でも・・・ 目的と実態が食い違ったままでいいのでしょうか？ みなさんの意見、感想をワークシートに書いてください
政府の主張 ①国際化時代の今日、先進国・日本が途上国の支援することは当然である ②帰国した実習生が新たな産業を起せば、日本にとっても経済的なメリットになる ③お互いの文化交流・理解につながる ④法改正によって、実習生の保護体制を強化する等、制度の改善にも努力している	班に分かれて考えてみよう 外国人技能実習制度は・・・ ①このまま続けてもいい ②改正して、続けるべき ③廃止するべき	『第4次出入国管理基本計画』 (2011年3月) 「研修・技能実習制度は、開発途上国の人材育成を支援する国際貢献を目的とするもので中小企業を中心として制度の充実が図られている一方、研修生・実習生を事実上の低賃金労働者として扱うなどの問題が、主に団体管理型の受入れにおいて顕在化しており、本制度の適正化に向けた取組が喫緊の課題となっている。このような状況に対応するため、平成21年の入管法等の改正により、研修生・技能実習生の保護の強化のための措置等が講じられたが、同改正や新たに整備された関連法令等に基づき、次のとおり、研修・技能実習制度の適正化に向けた取組を進めていく」	『第4次出入国管理基本計画』 (2011年3月) 「研修・技能実習制度は、開発途上国の人材育成を支援する国際貢献を目的とするもので中小企業を中心として制度の充実が図られている一方、研修生・実習生を事実上の低賃金労働者として扱うなどの問題が、主に団体管理型の受入れにおいて顕在化しており、本制度の適正化に向けた取組が喫緊の課題となっている。このような状況に対応するため、平成21年の入管法等の改正により、研修生・技能実習生の保護の強化のための措置等が講じられたが、同改正や新たに整備された関連法令等に基づき、次のとおり、研修・技能実習制度の適正化に向けた取組を進めていく」 政府も現行制度のままでは、満足はしていない
考え直そう① 本来の目的通りにすると(政府側の意見) ⇒実習生は高度な技術を身につけなければならない ⇒実習生が就く仕事が限られる ⇒中小企業の人手不足は解消されない	考え直そう② 企業・実習生側の意見を重視すると... ⇒もっと多くの外国人労働者を受け入れると... ⇒中小企業の働き手が増える ・実習生は、日本でお金を稼ぐことができる ⇒労働力確保 > 技術移転 ・日本人の職がなくなる ・人権侵害のおそれ(海外では事例あり)	『第4次出入国管理基本計画』 (2011年3月) 「なお、本制度の抜本的見直しは専門的・技術分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に関連しているもので、この点については、諸外国における例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせて、検討を進めていく」	『第4次出入国管理基本計画』 (2011年3月) 「なお、本制度の抜本的見直しは専門的・技術分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に関連しているもので、この点については、諸外国における例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせて、検討を進めていく」 単純労働者を受け入れるなど実習制度が変わる可能性

『労働問題専門弁護士』

今日は、「中国人実習生問題」について、問題点を二つあげたいと思います。

まず一つ目は、この制度の目的と中身が全く食い違っている例がたくさんあることです。この制度の本来の目的は、「国際貢献」です。日本の進んだ技術を学んでもらい、発展途上国の経済発展を支える若者たちを育てること、です。ところが、「実習」といいながら、日本語や仕事上の技術を一切教えてもらうことができず、ただただ大変な仕事をさせられるだけ、「こんなはずではなかった」という例が数多く報告されています。これを「偽装研修」と呼んでいます。

なぜ、こんなことが起きるのでしょうか？

現在の日本には、不景気だとか仕事のない人がたくさんいると言われているが、いわゆる3K（キツイ、キタナイ、キケン）といわれる職場に労働者が集まらない、という状況があります。そのため、日本政府は20年ほど前から「実習生」の受け入れを始めました。その数は年々増え続け、現在、日本国内には56,000人の「実習生」がいるといわれており、農業や水産業、製造業などは、もはや彼らがいなくては成り立って行かないのが現実です。「国際貢献」といいながら、実際は「働き手をかき集める」ということになっているのです。

二つ目は、彼らの労働条件のひどさです。労働基準法などの法律では、国籍、資格に関係なく働く人の権利を保護することを定めているにもかかわらず、多くの企業で違反がまかりとおっています。雇い主は、彼らを「安い」「使い捨て」の労働者としてしか見ていないため、バスポートを取り上げるなど、長時間低賃金労働の強制（月20時間以上の残業、時給500円以下の賃金などの例も）、賃金の未払い、仕事上の事故による怪我（労働災害といえます）の際に適切な治療を受けさせない、暴力を振るうなど、様々な事件が報告されています。 →資料説明

少なくとも、この制度を現在形で続けていくことは、実習生の人権だけでなく、相手国との関係上も大問題です。いったん制度を廃止し、国籍にかかわらず、働く人みんなの権利が保障されるような新しい仕組みをつくるべきです。

弁護士側資料

- ① 「国際貢献」といいながら、実態は「安い働き手の確保」ではないのか。
- ② ひどい労働条件の下で働かされている人も数多くいる。
- ③ 制度をいったん廃止し、新しい仕組みをつくるべきだ。

【外国人研修生の「現代版女工哀史」】

3人の女性（段さん、胡さん、張さん）は、ともに中国湖北省の出身。山梨県昭和町のクリーニング工場「テクノクリーン」（資本金3000万円・従業員45人）で働く技能実習生である。

“事件”が起きたのは、去る8月22日の早期のことだった。会社の寮で就寝中だった彼女たちの部屋に、突然、同社の内田正文社長をはじめとする社員ら10数人が押しかけ、殴る蹴るの暴行を働いたのである。いったい、なぜ、このような事件が起きたのか――。

彼女たちは、わが国の「外国人研修・技能実習制度」に応募し、2005年12月に研修生として来日した。3人の目的は「日本で最先端の縫製技術を学ぶこと」だった。配属された「テクノクリーン」は、同制度の対象職種である「婦人子供服製造」の会社として、監督機関であるJITCO（国際研修協力機構）に中国人研修生の受け入れを申請。彼女たちを“縫製要員”として受け入れていた。

ところが実際には、彼女らに与えられた仕事は作業服や作業靴の洗浄などのクリーニング業務ばかり。縫製作業などは一切なかった。「そもそも会社にはミシンなど1台もありませんでした。たまたmJITCOの担当者が巡回調査に訪れましたが、そのときだけよそからミシンを借りてきて、急ごしらえの“縫製室”が作られました」（段さん）まさに“偽装研修”だった疑いが強いのである。

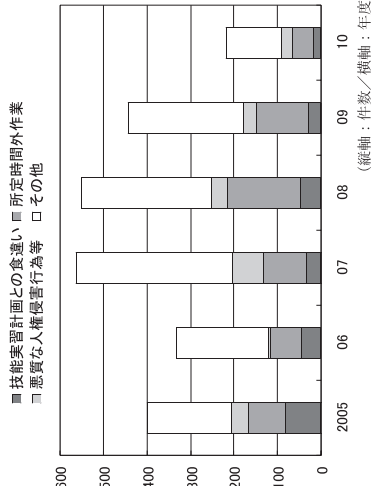
しかし問題はそればかりではなかった。彼女たちは、信じられないような低賃金労働を強いられただけである。研修生としての1年間、基本給はわずか5万円で、研修生に対して法律で禁じられている残業も押し付けられた。残業代は時給にして「わずか300円」だ。しかも勤務形態は、午前8時半から夜10時までの超長時間労働。深夜0時まで働かされることもあった。そのうえ「土日出勤は当たり前」という状況だった。月に1日程度の休日しかももらえないこともあった。土曜日には、残業代の代わりに米と生活用品が支給されたという。

実習期間の満了まであと4ヵ月に迫った8月20日、ついに彼女たちは立ち上がった。同期の実習生6人の連名で「要望書」を会社側に提出した。しかし、会社側は誠意ある回答を示さなかったばかりか、あろうことか“報復”という行動に打って出たのである。

…「ずっと日本に憧れていた。その憧れの国で、こんな仕打ちを受けるとは思わなかった…」腕に怪我を負った段さんは、後悔の念を口にする。

(<http://diamond.jp/articles/-/751>)
『ダイヤモンドオンライン』2008年9月より）

実習制度における「不正行為」認定件数（法務省統計より作成）



(縦軸：件数／横軸：年度)

『日本政府役人』

今日は国際化の時代といわれています。国境を越えて人やものやお金飛び交う時代ですが、まだまだ国や地域によって豊かさに差があります。世界でも有数の先進国であるわが国には、国際貢献という大きな責任を果たしていかなければなりません。一資料【図 1、2】

アジアの途上国には、産業の担い手となる働き手を育て、経済を発展させるために、先進国の進んだ技術・知識を身に付けたという要望があります。我が国では、これに応えるため、アジア諸国の若い労働者を一定期間受け入れて、仕事上の技術・知識を学んでもらっています。この仕組みを「外国人技能実習制度」といいます。

この制度を通して、実習生は専門的な技術を身に付け、帰国後は自分自身の生活を良くしたり、その国の産業や経済の発展に貢献することができますし、一資料【母国で活躍する帰国した技能実習生】我が国にとっては外国やその企業との結びつきを強めたり、現地への進出や製品を輸入するときの足がかりを得ることができるなど、お互いに大きなメリットがあります。また、異なる文化を持つ人々との交流・理解につながることはいうまでもありません。一資料【帰国技能実習生は全員日本のファンです】

さらに、日本政府はこの制度の改善も進めています。一昨年度に法律を改正し、来日1年目からすべての実習生が、労働基準法などの法律によってその権利を守られるようになり、また受け入れ側の企業を厳しく監督することにより、法律に違反するような働き方をさせないようにしました。

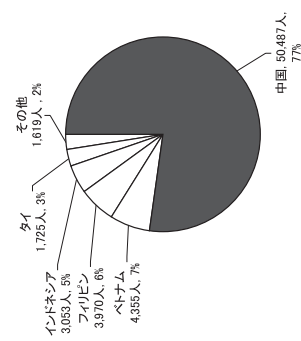
以上のように、理想的な国際関係をつくる上で、我が国にとってこの研修・実習制度は必要なのです。日本政府といたしましては、よりよい仕組みをつくる努力を続けながら、この制度を存続させていきたいと考えています。

日本政府側資料

- ① 国際化時代の今日、先進国・日本が途上国の支援をすることは当然である。
- ② 帰国した研修・実習生が新たな産業を起せば、日本にとっても経済的なメリットになりうる。
- ③ お互いの文化交流・理解につながる。
- ④ 法改正によって、受入企業の監督を強化し、来日1年目から法律上の保護を受けられるように、制度の改善にも努力している。

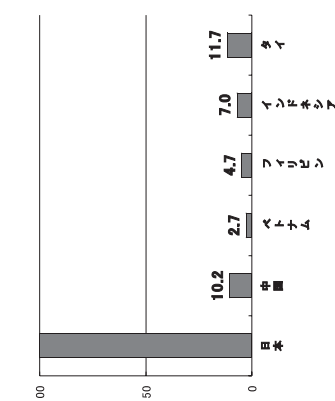
【図 1 研修・実習生の出身国別割合】

(法務省入国管理統計2009より)



【図 2 日本を100とした場合の国民一人当たりGDP】

(国際通貨基金統計2010より)



【母国で活躍する帰国した技能実習生】

隋賀燕さん(中国)



婦人服製造の研修・技能実習を修了した隋賀燕さんは、2004年4月に帰国し、復職した会社の社長に勧められ、同じく帰国した技能実習生である古くからの友人の経営する縫製会社に資本参加し、副社長となった。現場の指導者達を指導、教育、管理する立場にあり、彼女が日本で学んだ技術・技能を伝えている。日本の品質管理やものづくりの考え方を学ばせ、将来の管理者候補を育成するために、今後は日本への研修生送出しも視野に入れており、日本にあるかつての受入れ先とも連絡を保ち、両者の関係がより良いものとして発展していくように努力したいと考えている。

(国際研修協力機構「成果事例集」2007より)

【帰国技能実習生は全員日本のファンです】

長野県茅野市にある高島産業株式会社では、精密機械の加工、機械設備

の設計・製作等を行っています。

外国人研修生受入れの動機は、技術移転と国際協力です。選考の条件は、精密部品の製造・組立てです。手先が器用で目が良いこと」が必要条件となります。2006年1月に6名を受け入れたことを始めに、現在、16名が活躍中です。

…最後に嬉しかったことをお聞きしたところ、「09年1月に第1期生が帰国しましたが、みんな日本語が上手になり、相当額の貯金もできたようです。でも、最も嬉しかったことは、全員、日本を好きになり、日本ファンになって帰国したこと」です」との小口社長さんの言葉に、民間外交の真髄を見たとような気持ちになりました。



(同「成果事例集」2009より)